

答申第143号
平成31年4月26日

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、平成31年3月28日付け佐市こ家第1761号により諮問がありました「「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」支給事務における個人情報の目的外利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。